

(参考) 移行対象職種・作業別に係る技能実習計画認定申請に係る提出書類一覧表

本提出資料一覧表に記載の確認書類は、移行対象職種・作業別の審査基準等の適合性確認に必要となるため提出を求めているもので、「技能実習計画認定申請に係る提出書類一覧・確認表」に基づく提出書類に加えて追加提出いただくものです。申請する職種・作業に応じて該当する部分を確認いただき、ご提出のほどよろしくお願いたします。申請される対象職種・作業ごとに必要な確認書類は、「技能実習計画認定申請に係る提出書類一覧・確認表」に基づく資料の後に片面印刷（写しについて）で添付してください（ホチキスなし。）。なお、提出された資料は原則として返却できませんので、必要に応じて写しを作成・保管する等の事前準備をお願いいたします。追加的に資料が必要であると認められる場合などには、本表に記載している資料以外の提出を求めることがあります。

対象の職種・作業コード	対象の職種・作業名	確認を要する書類	書式	留意事項
1-1-1 1-1-2 1-1-3	耕種農業職種	営農証明書等の写し		
1-3-1	林業職種 育林・素材生産作業	○申請者の基準 ①林業労働力の確保の促進に関する法律に基づく改善計画認定通知書の写し ②森林経営管理法（平成三十年法律第三十五号）第三十六条に基づく民間事業者として公表されているホームページ等の写し ※①②のいずれかの資料		「実習実施予定表」の「技能実習の内容」の欄に「安全衛生業務」として「育林・素材生産作業に関する講習」を記載する必要あり。
		○技能実習指導員の基準 ・技能実習指導員の履歴書（参考様式第1ー5号） ・技能検定合格証の写し（留意事項参照） （以下は令和9年3月31日までの経過措置） ①技能実習指導員の履歴書（1号及び2号は7年以上、3号は10年以上の実務経験が必要） ②研修修了者名簿登録証（現場管理責任者（フォレストリーダー））及び研修修了者名簿における登録の有効期限の延長通知書（登録証の発行日から起算して満5年を経過する日の属する年度末日を超える場合に限る。）又は林業労働力確保支援センターが証明する研修修了者名簿記載証明書 ※①か②のいずれかの資料		5年以上の実務経験に加え、以下の要件が必要となります。 ・第1号及び第2号 1級又は2級の技能検定に合格した者又は3級の技能検定に合格した者であって、その後育林・素材生産作業について3年以上の経験を要する者 ・第3号 1級の技能検定に合格した者又は2級の技能検定に合格であって、その後育林・素材生産作業について3年以上の経験を要する者
		○緊急時における連絡体制の整備 ・林業職種育林・素材生産作業における技能実習生の受入れに関する誓約書	林業参考様式第2号	
		○伐木作業に従事する現場における技能実習指導員の配置 ・林業職種育林・素材生産作業における技能実習生の受入れに関する誓約書	林業参考様式第2号	
		○受入れ人数枠の確認 ・人数に関する申請者の概要書	林業参考様式第3号	
2-1-1～ 2-1-9	漁船漁業職種	申請者の誓約書	漁船漁業参考様式第1号	
		技能実習生の待遇に関する事項について、漁船漁業に係る事業協議会において協議が調った内容に沿うものであることを事業協議会が証する書類	漁船漁業参考様式第2号	
		技能実習生の数について、告示第3条で定める人数以内であることが分かる全日本海員組合が発行する確認書の写し等		
2-2-1	養殖業職種	技能実習生の待遇に関する事項について、養殖業に係る事業協議会において協議が調った内容に沿うものであることを事業協議会が証する書類	養殖業参考様式第1号	必ず原本を提出してください。やむを得ず写しを提出する場合でも、後日原本を必ず提出してください。

3-1-1～ 3-22-1 6-6-1 7-6-1 7-6-3 7-7-1 7-7-2 ※規則別記様式 第1号1欄の⑦ において日本標 準産業分類「D- 建設業」を選択 している場合に 限る。	建設関係職種	建設業法第3条の許可を受けていることを証する書類		
		申請者の建設キャリアアップシステム事業者IDを明らかにする書類	メール「【建設キャリアアップシステム】事業者情報新規登録完了「事業者ID」のお知らせ」又はハガキ「建設キャリアアップシステム事業者情報登録完了のお知らせ」の写し	パスワードをマスキングの上提出してください。
		建設キャリアアップシステム技能者登録誓約書	建設参考様式第1号	1号申請時のみ
		技能実習生の建設キャリアアップシステム技能者IDを明らかにする書類 (※旧基準で認定された技能実習計画で1号または2号を終了し帰国した者が次号の申請をする場合は建設キャリアアップシステム技能者登録誓約書を書き直して使用)	建設キャリアアップカードの写し (※建設参考様式第1号を書き直して使用する場合・書き直しの詳細は各地方事務所・支所認定課に連絡ください。)	2号・3号申請時のみ ただし、2号申請時に提出済みの場合は省略可
		報酬に関する誓約書	建設参考様式第2号	
		人数に関する申請者の概要書	建設参考様式第3号	
		理由書及び建設告示第3条第1項第2号の基準への適合性を立証する関係書類	参考様式第1-26号	建設告示第3条第1項第2号の適用を受けようとする場合 ※企業単独型技能実習のみ
		優良要件適合申請書（実習実施者）	参考様式第1-24号	建設告示第3条第2項の適用を受けようとする場合
3-8-1	とび職種とび作業	解体工事を行う場合には、実習実施者が解体工事業の認可を受けていることが分かる資料		解体工事を行う場合（とび職種として組立した仮設建設物の解体のみであれば不要）
4-2-1	食鳥処理加工業 職種 食鳥処理加工作業	実習実施者が実習を行う事業所に係る食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律に基づく都道府県知事の許可証の写し		
4-6-1	牛豚食肉処理加工業職種 牛豚部分肉製造作業	実習実施者が実習を行う事業所に係る食品衛生法に基づく食肉処理営業許可書の写し		
4-6-2	牛豚食肉処理加工業職種 牛豚精肉商品製造作業	実習実施者が実習を行う事業所に係る食品衛生法に基づく食肉処理業又は食肉販売業の営業許可書の写し		

4-9-1	そう菜製造業職種 そう菜加工作業	食品衛生法施行令に基づく許可の関係営業許可書の写し (次のいずれか) ・そうざい製造業(サラダ、煮物、揚物、焼物等の製造)、複合型そうざい製造業(HACCPに基づく衛生管理を行う惣菜の製造) ・冷凍食品製造業(惣菜の冷凍品の製造であり、小売販売用に包装された農水産物の冷凍品は対象外) ・複合型冷凍食品製造業(HACCPに基づく衛生管理を行って製造する惣菜の冷凍品の製造であり、小売販売用に包装された農水産物の冷凍品は対象外) ・飲食店営業(弁当、調理パン等の製造であり、外食は対象外)		技能実習を行わせる場所と営業許可証に記載された住所が異なる場合、その理由を書面で提出してください(様式自由)。
4-10-1	農産物漬物製造業職種 農産物漬物製造作業	実習実施者に漬物製造管理士2級以上の有資格者が在籍していることを示す資料(資格証及び有資格者の健康保険等の被保険者証などの写し、非常勤の場合は、勤務形態がわかる資料の写し)		※健康保険等の被保険者証の被保険者等記号・番号等をマスキングの上提出してください。
4-11-1	医療・福祉施設給食製造職種 医療・福祉施設給食製造作業	健康増進法に基づく特定給食施設(継続的に1回100食以上又は1日250食以上の食事を提供する施設)としての届出を行っていることがわかる資料	任意様式	
		実習実施者が自身の医療施設・福祉施設で行うのではなく、受託業者として他者の医療施設・福祉施設で実習を実施する場合 食品衛生法施行令許可(飲食店営業)の関係営業許可書の写し		
		製造する食数を明らかにする資料(「特定給食施設栄養管理報告書」、「給食施設栄養管理報告書」等の写し)		2号申請時において、1号認定時と技能実習を行わせる事業所の変更がない場合は省略可
6-12-1	機械保全職種 機械系保全作業	工場や生産ラインの予防保全、受入検査、故障箇所の修復、機械・器具、部品、用材の管理等に関する保全計画書や保全部門のわかる組織図、写真付きフローチャート、機械保全業務のタイムテーブル表等	任意様式	
6-16-1 6-16-2	アルミニウム圧延・押出製品製造職種 引拔加工作業 仕上げ作業	(一社)日本アルミニウム協会がホームページに掲載する「事業場の安全衛生活動チェックリスト」を使用して自己チェックを行ったもの		
6-17-1 6-17-2 6-17-3	金属熱処理業職種 全体熱処理作業 表面熱処理(浸炭・浸炭窒化・窒化)作業 部分熱処理(高周波熱処理・炎熱処理)作業	審査基準の「作業の定義」に記載されている事業場の要件の②に合致する場合、金属熱処理技能士(特級又は1級)の合格証書の写し		審査基準で定める要件については、モデル例を参考にし、省令様式第1号の「実習実施予定表」の指導体制の欄に記載すること。 なお、事業場の要件の②に合致する場合は、金属熱処理技能士(特級又は1級)が1名以上勤務していることになるが、審査基準上は、これらの金属熱処理技能士(特級又は1級)が、当該技能実習生の指導員になることまでは求めていないことに留意すること。
7-2-2	印刷職種 グラビア印刷作業	全国グラビア協同組合連合会の確認証		技能実習を実施する事業場に係る確認証
7-3-1	製本職種 製本作業	断裁機に係る特別教育修了証の写し	誓約書については、任意様式	3号申請時のみ なお、事後的に同修了証を断裁作業前に提出する旨の誓約書でも代替可(その場合、特別教育受講までは「断裁作業」を実施せず、他の必須作業を実施する計画である事を確認する必要がある。)

7-11-1	自動車整備職種 自動車整備作業	実習を実施する実習実施者の事業所が道路運送車両法第78条第一項の規定に基づき、地方運輸局長から受けた自動車分解整備業の認証書（対象として二輪の小型自動車のみを指定されたもの及び対象とする業務の範囲を限定して行われるものを除く。）の写し		
		技能実習計画認定申請書（別記様式第1号）第3面の「講習内容」又は入国前講習実施（予定）表（参考様式第1-29号）		使用教材に以下の名称が記載されていること ①「基礎自動車整備作業」（一般社団法人日本自動車整備振興会連合会作成） ②「外国人技能実習制度自動車整備職種安全衛生教本」（外国人技能実習制度 自動車整備職種WG分科会作成）
		委託機関との間に締結された入国後講習等に係る契約書の写し等委託関係を明らかにする資料及び委託機関の概要を明らかにする資料		入国後講習等について、申請者又は監理団体が委託する場合に限る。（この場合、契約書等の内容に教材の指定が記載されているか確認する必要がある。）
		技能実習指導員の基準 ・自動車整備士技能検定合格証の写し（1号又は2号については1級又は2級。3号については1級）又は ・実務経験証明書及び自動車整備士技能検定合格証の写し（1号又は2号については、3級の自動車整備士技能検定合格証の写し。3号については2級の自動車整備士技能検定合格証の写し） 実務経験証明書を添付する場合（1）から（3）のいずれかを添付 （1）自動車分解整備事業の認証を受けた事業主であることを証する書面の写し（道路運送車両法第78条の自動車分解整備事業の認証を受けた者の事業場で実務に従事した場合に限る。） （2）優良自動車整備事業の認定を受けた事業主であることを証する書面の写し（道路運送車両法第94条の優良自動車分解整備事業の認定を受けた者の事業場で実務に従事した場合に限る。） （3）承認を受けた特定給油所であることを証する書面の写し（各都道府県自動車整備振興会から承認を受けた特定給油所（自家用乗用自動車の4輪主ブレーキ及び駐車ブレーキがすべてディスク・ブレーキである自動車の1年ごとの定期点検整備（分解整備を除く。）を確実に実施したとき、「定期点検検査整備促進運動」による点検整備済みステッカーを交付できる給油所））		実務経験証明書については、3年以上の実務経験が必要
7-12-1	ビルクリーニング職種 ビルクリーニング作業	建築物における衛生的環境の確保に関する法律第12条の2第1項に掲げる登録業種のうち、第1号の「建築物清掃業」又は第8号の「建築物環境衛生総合管理業」の登録を受けたことを示す登録証の写し		技能実習を実施する営業所における登録証
7-14-1	クリーニング職種 リネンサプライ仕上げ作業	実習実施者の実習を行う施設が衛生基準の認定を受けていることが分かる資料（ホテルリネン関係であれば、（一社）日本リネンサプライ協会の認定を受けたことが分かる資料・病院寝具関係では（一財）医療関連サービス振興会の認定を受けたことが分かる資料）		
7-16-1	宿泊職種 接客・衛生管理作業	実習実施者が実習を行う宿泊施設における旅館業法第3条第1項の規定による旅館・ホテル営業の許可を証する書類		
		実習実施者が実習を行う宿泊施設における食品衛生法第55条に規定する営業許可として食品衛生法施行令第35条第1号の飲食店営業に係る営業許可書の写し		

7-17-1	RPF製造職種 RPF製造作業	(一財)日本品質保証機構が発行するJIS規格JIS Z7311:2010の認証書又は自治体が発行する「産業廃棄物処分業許可証」の写し		
		労働基準監督署に提出した「安全管理者選任報告書」又は「安全管理者選任時研修修了証」の写し		常時50人以上の労働者を使用する工場
		安全衛生推進者の氏名を掲載している箇所の写真		常時50人未満の労働者を使用する工場
		安全衛生委員会を設置し毎月1回以上開催するとともに議事の概要を労働者に周知していることが分かる直近3月分の議事の概要	任意様式	
		(一社)日本RPF工業会が定めるひな型に準じて制定した安全衛生規定		
7-18-1	鉄道施設保守整備職種 軌道保守整備作業	軌道保守整備作業に関して行われる作業の仕上がりを確認する者として、各鉄道事業者が認めた作業責任者(工事管理者等)であることを証する身分証の写し		
7-19-3	ゴム製品製造職種 混練り圧延加工作業	技能実習指導員が(一社)日本ゴム工業会が提示した基準の技能を有し(一社)日本ゴム工業会に登録した者であることを証する資料		1号申請時のみ
7-21-1	木材加工職種 機械製材作業	「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範(個別規範:木材産業)事業者向け」(令和3年2月26日付け2林政産第168号林野庁長官)に基づく取組状況について、(一社)全国木材組合連合会の確認を受けた安全規範チェックシート確認証		